

○県条例3条ただし書が適用される場合の防火措置等の目安

許可区分	通路の種別	措置区分	建築物の防火措置	防火上の措置				交通上・安全上の措置
				外壁	軒裏	屋根	開口部 (延焼ライン)	
第1	公園など	ただし書き路地	県条例3条の措置	防火構造	不燃	-	-	-
		上記以外	43条許可の措置(現行基準)	-	-	-	-	-
第2	4m以上の公道	ただし書き路地	県条例3条の措置	防火構造	不燃	-	-	-
		上記以外	43条許可の措置(現行基準)	-	-	-	-	-
第3(1)ア	4m以上の通路	ただし書き路地	準防火地域内の建築制限	防火構造	防火構造	不燃	防火設備	-
		上記以外	43条許可の措置(現行基準)	-	-	-	-	-
第3(1)イ	4m未満の通路	ただし書き路地 (①避難確保型)	準防火地域内の建築制限	防火構造	防火構造	不燃	防火設備	2方向避難等
		ただし書き路地 (②防火措置型)	準耐火建築物(※)	準耐火構造等	準耐火構造等	準耐火構造等	防火設備	-
		上記以外	43条許可の措置(現行基準)	-	-	-	-	-
県条例3条ただし書き				防火構造	不燃	-	-	-

○準耐火構造と防火構造の性能比較

	目的	壁	柱・床・梁	屋根・階段	軒裏	主な構造
準耐火構造	延焼の抑制 (受害防止)	45分間	45分間	30分間	45分間	鉄骨造
防火構造	延焼の抑制 (加害防止)	30分間			30分間	木造

防火構造は外壁・軒裏に求められる性能。
準耐火構造はこれに加えて柱・床・梁なども性能を求められる。

(※) 建築物の防火措置の例

		措置の例								
		屋根	外壁	軒裏	柱	はり	床の直下の天井	床	開口部 (延焼ライン)	その他
準防火地域内の建築制限 (木造2階建て住宅を想定) ※資料2-3②参照	法62条から法64条	不燃材料	防火構造 (屋内側) 厚さが9ミリ以上の石膏ボード	防火構造	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	防火設備	規定なし
省令準耐火構造 (公庫仕様)	独立行政法人住宅金融 支援機構に関する省令 第39条第3項に掲げる 基準	不燃材料	防火構造 (屋内側) 厚さが9ミリ以上の石膏ボード	防火構造	厚さが9.5ミリ以上の石膏 ボード(屋外に面する部 分)	厚さが9.5ミリ以上の石膏 ボード(屋外に面する部 分)	厚さ12ミリ以上の強化石 膏ボード	規定なし	規定なし	ファイヤーストップ材の設置 間 (内部への炎の侵入防止)
準防火地域内の 木3準耐火	政令136条の2	不燃材料	防火構造 (屋内側) 厚さが12ミリ以上の石膏ボード	防火構造	木材で小径が12センチ以 上	木材で小径が12センチ以 上	厚さが12ミリ以上の石膏 ボード	厚さが12ミリ以上の石膏ボード	防火設備	ファイヤーストップ材の設置 間 (内部への炎の侵入防止)
準耐火建築物	法2条7号の2 (準耐火構造)	不燃材料	厚さが12ミリ以上の石膏ボードの 上に金属板	厚さが12ミリ以上の硬質 木片セメント板	厚さが15ミリ以上の石膏 ボードで被覆	厚さが15ミリ以上の石膏 ボードで被覆	厚さ15ミリ以上の強化石 膏ボード	厚さ12ミリ以上の構造用合板の上に 厚さが9ミリ以上の石膏ボード	防火設備	ファイヤーストップ材の設置 間 (内部への炎の侵入防止)